

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

◇公告

保安林予定森林にする旨の通知
保安林の指定解除
国際観光統計調査規則による事業所の指定
国民健康保険法第三十九条第一項に規定する
登録があつたもの
國民健保法第三十七條第三項の規定により
申出の受理があつたものとみなされるもの
の昭和四十年度鳥取県立身体障害者更生指導所
の入所期日等
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
基本測量を終了した旨の通知
昭和三十九年度のブロック建築工等の技能検定の実施

◇告示

目 次

保安林予定森林にする旨の通知

保安林の指定解除

国際観光統計調査規則による事業所の指定

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する

登録があつたもの

國民健保法第三十七條第三項の規定により

申出の受理があつたものとみなされるもの

の昭和四十年度鳥取県立身体障害者更生指導所

の入所期日等

家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

基本測量を終了した旨の通知

昭和三十九年度のブロック建築工等の技能検定の実施

鳥取県告示第三十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 朗

一 指定予定に係る森林の所在場所

日野郡日南町下阿毘緣字下鉢谷日向山一七四六一一、

一七四七一一、字コウモリ山二一六一、字森山二一六

二、字横道鉄穴二一七〇

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採ができる立木は、日

野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 問伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

口 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

部林務課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十年一月二十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡北条町大字下神字砂除八一六、八一八、八二一
解除に係る保安林の所在場所

三、八三一（次の図に示す部分に限る。）

口 保安林として指定された目的

口 保安林として指定された目的
飛砂の防備
口 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び氣高町役場に備え置いて縦覧に供する。）
二二 解除に係る保安林の所在場所
一 気高郡氣高町大字浜村字西浜七八三一七一八（次の図に示す部分に限る。）

鳥取県告示第三十二号
國際觀光統計調查規則（昭和二十六年運輸省令第八号）第三条第一項の規定による事業所を、昭和四十年一月一

日次のとおり指定した。

昭和四十年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

記 号 番 号 氏 名 登 錄 年 月 日
鳥國医一、〇六七 猪川 喬朗 昭和三十九年九月十四日
一、〇六九 佐々木博史 十月 三日

事業所名 事 業 主 所 在 地

旅館山朝 吉原 政克 東伯郡三朝町大字山田七〇

齊木旅館 御船 守正 東伯郡三朝町大字山田七〇

松風閣 織田かめの 米子市皆生一八八〇

清風荘 岩佐甲子郎 米子市皆生一八六〇

ひさご家 松本 好野 米子市皆生二一九六

生駒旅館 岡本 鹿子 米子市皆生二一二五

鳥取県告示第三十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第

三十九条第一項に規定する登録があつたものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地 受理年月日

島 医院 鳥取市湖山町 昭和三十九年九月二十六日

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第
三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同
条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなさ
れるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国
民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政
令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の
規定により次のとおり告示する。

昭和四十年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地 受理年月日

00396
(第3種郵便物)
(認)

別表 結核病検査及びブルセラ病検査					
一 実施期日	二 次期日	三 次期日	四 実施の期日	五 検査、注射及び投薬の方法	六 実施の期日
実施区域	実施場所	実施場所	別表のとおり	別表のとおり	実施区域
船岡町	大伊検診場	船岡	昭和四十年一月二十二日	ニューカツスル病予防注射及びひな白痢検査	昭和四十年一月二十二日
船岡町	船岡	船岡	昭和四十年一月二十三日	種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏	昭和四十年一月二十三日
船岡町	船岡	船岡	昭和四十年一月二十四日	結核病検査・ブルセラ病検査	昭和四十年一月二十四日
船岡町	船岡	船岡	昭和四十年一月二十五日	ブルセラ病検査	昭和四十年一月二十五日
船岡町	船岡	船岡	昭和四十年一月二十六日	肝てつ検査	昭和四十年一月二十六日
船岡町	船岡	船岡	昭和四十年一月二十七日	ひな白痢検査	昭和四十年一月二十七日
船岡町	船岡	船岡	昭和四十年一月二十八日	ニューカツスル病予防注射	昭和四十年一月二十八日
船岡町	船岡	船岡	昭和四十年一月二十九日	肝てつ駆除のための投薬	昭和四十年一月二十九日
船岡町	船岡	船岡	昭和四十年一月三十日	ビチオノール製剤投与	昭和四十年一月三十日
船岡町	船岡	船岡	昭和四十年一月三十一日	筋肉注射	昭和四十年一月三十一日

実施期日	実施区域	実施場所
昭和四十年一月二十二日	大伊検診場	大伊検診場
昭和四十年一月二十三日	船岡町	船岡
昭和四十年一月二十四日	船岡町	船岡
昭和四十年一月二十五日	船岡町	船岡
昭和四十年一月二十六日	船岡町	船岡
昭和四十年一月二十七日	船岡町	船岡
昭和四十年一月二十八日	船岡町	船岡
昭和四十年一月二十九日	船岡町	船岡
昭和四十年一月三十日	船岡町	船岡
昭和四十年一月三十一日	船岡町	船岡

00395

(第3種郵便物)
(認)福井 医院 東伯郡東伯町大字鉢
一六〇番二地

十月一日

鳥取県身体障害者更生指導所規程(昭和二十八年九月
鳥取県規則第五十六号)第十条の規定により、昭和四十年度鳥取県立身体障害者更生指導所の入所期日及び募集
人員を次のとおり告示する。

昭和四十年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 入所期日 昭和四十年四月十日

職業訓練生 十五名

鳥取県告示第三十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、ひな白痢検査、ニューカツスル病予防注射及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六

年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に對して検査、注射及び投薬を受けることを命ずる。

昭和四十年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的

結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ひな白痢及びニューカツスル病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

結核病検査及びブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

5 合格の通知等

- (1) 学科試験の合格者に対しては、昭和40年5月上旬に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名は、昭和40年5月上旬に鳥取県公報で公告するほか、合格者に合格証明書を交付する。

6 その他

2級の技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部職業安定課に問い合わせること。

昭和四十一年三月三十日 第三回定期試験

発行日 田 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町1丁目
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町
県所